

## 随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p style="text-align: center;">今回の契約が左に該当することの説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1. 調達する役務等の特殊性等</p> <p>岐阜県図書館は、県民の調査、研究、学習活動等を支援するために必要な図書や雑誌などの資料を「図書館法」の精神に基づき、幅広く収集している。県民の要求に迅速かつ的確に応えるため、そして県の中核図書館として県内市町村図書館への支援を行うために専門書等必要な資料を常に整備しておく必要がある。さらに県立図書館として郷土に関する情報を幅広く入手し関連資料を速やかに収集・提供する責務がある。</p> <p>上記により、購入先としては、大量の発注資料を迅速に手配し、確実に納品できる業者でなければならない。</p> <p>また、図書や雑誌は著作物再販売価格維持制度による定価販売により販売業者間の価格差が生じない。そのため一般競争入札になじまない。</p> <p>2. 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>県内各地の主要な書店が加入している組織である「岐阜県書店商業組合」は、大量の図書や雑誌を迅速に手配して確実に納品できるだけでなく県内全域の地域資料等、各種出版情報を収集することができる。</p> <p>また、地域事業者の育成・発展を重視するうえでも購入先は「岐阜県書店商業組合」をおいて他にない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。